

## ○ 農業青色申告制度について

### I 農業所得申告納税の現状

所得税の申告 →自分の所得と税額を自分で計算し納税する「申告納税制度」  
農業所得計算 →「収支計算」が原則（実際の収入金額－必要経費で算出）

#### ①白色申告

平成18年から農業所得のあるすべての農業者が「収支計算」をして申告する。

平成26年1月から、事業（農業）所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての者は、帳簿を備え付け収入金額・必要経費に関する事項を記帳し、帳簿・書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書など	5年

※ 記帳内容は、収入金額・必要経費に関する事項について、取引年月日、売上先、仕入先の名称・金額等です。

#### ②青色申告

昭和25年から一定の帳簿、日々の記帳に基づく所得と税額を計算し申告する

青色申告者は、原則 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）で記帳を行わなければなりません。簡易簿記の記帳でもよいこととなっています。

標準的な簡易簿記の種類：①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳

保存が必要なもの	保存期間
帳簿	7年
決算関係書類	7年
現金預金取引等関係書類	7年（前々年分所得が300万円以下は5年）
その他の書類	5年

## ○ 農業青色申告のすすめ

### I 青色申告のすすめ

農家を中心とした経営から、それを構成し支える個人の地位・役割を明確化して、尊重することが重要です。

そのための条件の1つとして、従事者が働き経営に寄与した適正な労働報酬を得ることが必要です。

#### i 専従者給与

##### ①白色申告

経営に寄与した時間等に関係なく、従事者1人 上限50万（申告者の配偶者86万円）

##### ②青色申告

支払った給与が適正であれば、全額必要経費できます。（所得税法第57条）  
節税にもなるとともに、従事者にやりがいと責任感が育ちます。

#### ii 簿記記帳と納税

近年の農業経営は、投入資本の増大、規模拡大・機械化に対応した借入金の増大、生活費の増大等、「どんぶり勘定」のままでは、資金管理はできなくなっています。

簿記記帳をし、基礎的な係数把握を行った上に簿記記帳結果を農業経営の改善に役立てるとともに、青色申告を通じて個別の経営実態に応じた納税・節税につなげることが大切です。

#### 簡易簿記と複式簿記

##### ①簡易簿記

簡単な決まりにより収益・費用を記録し、所得を算出します。  
青色申告には対応できませんが、資金管理が十分とは言えません。

##### ②複式簿記

収益・費用の発生と同時に、経営が所有する財産（資産・負債）の増減が記録されます。  
よって、その時の現金・預金、借入金等の残高等の現状把握をするとともに、資金・経営計画を立てやすくなります。

#### iii 施策としての「青色申告」の重要性

平成19年税制改正で創設された税制特例①「農業経営基盤強化準備金」、または②「農業者年金制度の政策支援（保険料の国庫補助対象）」対象者に、認定農業者（認定新規就農者）で青色申告者であることが条件とされています。また、平成31年から制度が導入された「輸入保険制度」も青色申告も対象となります。